

を成む。(三六八)

○町人等の鷹を遣ひ及び藩の忌日に鳥を捕ふるを禁ず。(三五九)

○張切網を以て鷹を捕獲するを禁す。(三七〇)

○奉公人以外諸士の邸宅に同住するものゝ數を届出でしむ。(三七一)

五月 ○三日前田齊廣學校に臨む。(三七二)

○六日山伏頭乾貞寺・醫王寺將に入峰せんとするを以て銀子を下附す。(三七三)

○十一日大聖寺候前田利考金澤城に登り前田齊廣を訪ぶ。(三七四)

○十二日百姓に召使はるゝ下人等にして給銀を前借し義務を履行せざるものゝ取締を嚴にせしむ。(三七五)

○十八日前田齊廣、年寄等の參會及び行歩は豫め之を届出づべきことを命ず。(三七六)

○廿四日足輕及び坊主の衣服に關する制限を令す。(三七七)

○廿八日前田伊勢守職務を免ぜらる。(三七八)

○十五日東本願寺末寺の看坊より道場の取締に就いて稟請す。(三七九)

○十八日寺庵にして百姓より溢に募財するを禁す。(三八〇)

○學校に於いて助教討論の席を廢し、對策を課すべ(三八一)

○学校に於いて助教討論の席を廢し、對策を課すべ(三八二)

ることを老臣に告ぐ。(三八三)

九月 ○二日金澤城の土橋御門を修營するを以て通行を禁止す。(三八四)

○二日能登奥郡の十村等に民間に藏する鐵炮の員數を調査せしむ。(三八五)

○六日前田齊廣、治脩と共に金澤城下に行歩を行ふ。(三八六)

○六日前田重教の女頸姫の生母慈照院金澤に着す。(三八七)

○十三日前田齊廣の世嗣利命宮參を行ふ。(三八八)

○十六日前田治脩近習の士に帶佩を行はしむ。(三八九)

○十七日前田利翁木下植五郎、學校の助教を免ぜらる。(三九〇)

○七日前田齊廣の世嗣利命宮參を行ふ。(三九一)

○十五日前田利翁着袴の儀を行ふ。(三九二)

○晦日石川・河北兩郡に於ける諸士の鳥構場に關して令す。(三九三)

○省略に付御作事所内の役所を減す。(三九四)

○十四日前田齊廣、家中諸士が町會所より銀子を借用する手續等に就いて質す。(三九五)

○十九日郡方に明年西本願寺前門主七回忌の爲上洛

きことを告ぐ。(三九六)

○十村等をして前任者にその職務に關する書類の引繼を要求せしむ。(三九七)

○七日前田利命將に卯辰山觀音院に宮參を行はんとするを以てその主付役人を命す。(三九八)

○十一日前田齊廣、御馬廻頭及び御小將頭の職務に關し心得を諭す。(三九九)

○廿三日小鳥網の禁止區域に關する疑義に就いて議す。(三九九)

○廿六日御歩吉田茂右衛門試斬に長するを以て賞賜せらる。(三九〇)

○十四日前田齊廣、婦人の服装を華美ならしめざるべきことを老臣等に諭す。(三九一)

○十七日金澤城内に於いて夜間伴ふべき提灯持の人數を定む。(三九二)

○二十日前田齊廣、老臣を召して藩政改善に關する親輸を授く。(三九三)

○廿二日諸士の鳥構を行ふものゝ松山を荒廢せしむるを禁す。(三九四)

○晦日能登の貢業者にその定書を示す。(三九五)

○前田齊廣、頭分等をして政事を議せしむべからざ

することを禁ぜしむ。(三九六)

○十村より百姓に衣食住の制限に關して告ぐ。(三九七)

○能登浦々にて船舶舟人より徵する口錢等の銘上を命じ、その額を減ぜしむ。(三九八)

○石動山と山籠諸村との境界問題落着す。(三九九)

是歲

○朔日前田齊廣金澤城に於いて元旦の禮を行ふ。(四〇〇)

○廿七日前田齊廣越中井波瑞泉寺の寶物を觀る。(四〇一)

○廿八日前田齊廣、年寄及び家老に限り明年増借知を命ぜんとの意を告ぐ。(四〇二)

○廿九日前田齊廣、老臣等を召して儉約の勵行に関する意見を徵す。(四〇三)

○金澤町に於ける料理屋の増加を許し、その仕法を定む。(四〇四)

○三日前田齊廣、御馬廻頭・御小將頭に對し藩の省略方針を達成せしむべきことを告ぐ。(四〇五)

○三日年寄及び家老等増借知の命に従ひ得ざることを上申す。(四〇六)

○四日前田齊廣、老臣等の増借知の命に従ひたるな

正月 文化二年 乙丑 皇紀二四六五

二月

○朔日前田齊廣金澤城に於いて元旦の禮を行ふ。(四〇七)

○廿七日前田齊廣越中井波瑞泉寺の寶物を觀る。(四〇八)

○廿八日前田齊廣、年寄及び家老に限り明年増借知を命ぜんとの意を告ぐ。(四〇九)

○廿九日前田齊廣、老臣等を召して儉約の勵行に関する意見を徵す。(四一〇)

○金澤町に於ける料理屋の増加を許し、その仕法を定む。(四一〇)

○三日前田齊廣、御馬廻頭・御小將頭に對し藩の省

略方針を達成せしむべきことを告ぐ。(四一一)

○三日年寄及び家老等増借知の命に従ひ得ざることを上申す。(四一二)

賞す。(四三六)

○十五日富田景周自著の越登賀三州志を献す。(四三七)

○十八日親鸞上人の遠忌時に近きにあるを以て百姓の過分なる法會を行ふべからざるを令す。(四三八)

○十九日藩士小野木助三の娘中禱として召出さる。(四三九)

○二十日老臣等行粧省略の實行に關して上申す。(四三九)

○二十九日御用事に定む。(四四〇)

○晦日郡方出火の際の死人は御郡所の見届を得べきことを定む。(四四一)

○御歩組の士他國に使する際藩より刀持足輕を貸附せし例を廢す。(四四二)

○學校に於ける讀師討論の席を廢す。(四四三)

○四日前田齊廣、治脩と共に白山比咩神社に詣づ。(四四四)

○十一日前田齊廣、留守中に於ける心得を家老前田兵部に示す。(四四五)

○十日前田齊廣金澤を發して參觀の途に就く。(四四六)

○十六日金澤城石川御門の石垣を修築するを以て通行を禁ず。(四四七)

○廿一日鹿島郡永光寺の山林を沒收し、墳域を定めたる繪圖を下附す。(四四八)

○十六日金澤城石川御門の石垣を修築するを以て通行を禁ず。(四四九)

○廿一日前田利命金澤に逝去す。(四五〇)

○廿七日前田利命逝去の報江戸に達す。(四五一)

○廿九日徳川家齊、前田齊廣に使を遣はして利命の逝去を弔せしむ。(四五二)

○郡方の者の空米商賣を行ふことを禁す。(四五三)

○廿一日前田利命の葬儀を寶圓寺に行ふ。(四五四)

○十四日前田利命逝去を以て教を行はしむ。(四五五)

○廿一日前田利命の葬儀を寶圓寺に行はしむ。(四五六)

○廿一日前田利命の葬儀を寶圓寺に行はしむ。(四五七)

○廿二日前田齊廣夫人高須侯邸に赴き病と稱して歸らす。(四五八)

○廿二日外海及び湖沼に於ける諸船に郡奉行をして燒印を施さしむ。(四五九)

○廿三日前田光高夫人の百五十回忌法會を行ふ。(四五〇)

○諸士の家作に關する件を定む。(四五一)

○廿二日能登奥郡の十村等、一向宗西派の門徒騒擾の憂あるを以て警戒すべきことを通牒す。(四五二)

○廿三日前田光高夫人の遠忌の爲に非常大赦を命ず。(四五三)

○廿七日前田齊廣、從來發したる命令の當否を上申せしめ、その不可なるは之を改めんとすることを告ぐ。(四五四)

○廿八日石川御門櫓下の修理急に成就せざるを以て通行禁止の令を解除す。(四五五)

○八日百姓等の賴母子に類したる所行を停止せしむ。(四五六)

閏八月

○八日百姓等の賴母子に類したる所行を停止せしむ。(四五七)

十一月

○廿七日前田齊廣、從來發したる命令の當否を上申せしめ、その不可なるは之を改めんとすることを告ぐ。(四五八)

○廿八日石川御門櫓下の修理急に成就せざるを以て通行禁止の令を解除す。(四五九)

○八日百姓等の賴母子に類したる所行を停止せしむ。(四五一)

○八日江戸廣德寺に於いて前田吉徳の生母淨珠院

の廿五回忌法會を營む。(四九三)
○廿二日細小の網を用ひて幼魚を捕獲するを禁す。
(四九四)

○廿六日足輕及び坊主の着衣に就いて令す。(四九五)
○十一日前田齊廣、徳川家齊夫人より歳暮の祝儀を受く。(四九六)

○十一日人持組三田村縫殿不謹慎を以て役儀を除き遅塞を命ぜらる。(四九七)

○廿二日江戸に於いて物價高直なるを以て扶持方を増給す。(四九八)

○廿四日諸士の困窮するものに町會所仕送銀の借用を許す。(四九九)

○越中古國府勝興寺の住僧が江戸築地門跡に預けられたるを以て、能登の門徒の騒擾を警戒せしむ。(五〇〇)

○十一日前田齊廣登營して年頭の禮を行ふ。(五〇一)
○八日馬廻頭等町會所仕送銀の借用を許されんことを前田齊廣に訴ふ。(五〇二)

○八日是日以後越中の百姓等、金澤西本願寺末寺に參集し藩に請ふ所あらんとす。(五〇三)

○十一日前田齊廣、西本願寺派門徒の處置に關して令す。(五〇四)

○四日前田齊廣、西本願寺派門徒に弔問する爲の使者金澤を發す。(五〇五)

○廿一日江戸に於いて大聖寺侯前田利考の喪を發す。(五〇六)

○廿七日前田齊廣、足輕・坊主・小者等の作法を正しくすべきことを告ぐ。(五〇七)

○晦日大聖寺侯世嗣前田利之を弔問する爲の使者金澤を發す。(五〇八)

○二日他國の商人にして米穀を買入れ漕運せんとする者を妨げざらしむ。(五〇九)

○四日前田齊廣、西本願寺派門徒の處置に關して令す。(五一〇)

○四日金澤城土橋御門の工事關係者に賞賜す。(五一一)

○十二日越中の西本願寺派門徒に、その願書を藩侯に執達したるを以て敢て騒擾する勿らしむ。(五一一)

○十四日學校に於いて助教・讀師等缺勤の場合の手續を改む。(五一二)

○十四日諸士の道中往來に關する心得を示す。(五一二)

○廿六日魯西亞船の來着するものあらば識して退去せしむべき幕命を傳ふ。(五一二)

○前田齊廣、物價高直なるを以て歸國御供人に旅費を給す。(五一二)

○二十日鳳至郡總持寺焼失す。(五二九)
○廿一日江戸に於いて大聖寺侯前田利考の喪を發す。(五三〇)
○廿七日前田齊廣、前田齊廣に鶴を贈る。(五三一)
○廿七日前田齊廣、足輕・坊主・小者等の作法を正しくすべきことを告ぐ。(五三二)

○二日他國の商人にして米穀を買入れ漕運せんとする者を妨げざらしむ。(五三三)

○四日前田齊廣、西本願寺派門徒の處置に關して令す。(五三四)

○四日前田齊廣登營して年頭の禮を行ふ。(五三四)

○廿一日昨今兩日前田利命の一周年忌法會を行ふ。(五三四)

○廿六日魯西亞船の來着するものあらば識して退去せしむべき幕命を傳ふ。(五三四)

○前田齊廣、物價高直なるを以て歸國御供人に旅費を給す。(五三四)

三月 ○二日能登に於ける幕府領百姓と加賀藩領百姓との縁組手續を通牒す。(五三五)

○四日廣式に使役する御次女中の志願者を募る。(五三六)

○十三日前田齊廣就封の暇を受く。(五三七)

○十六日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(五三八)

○廿八日前田齊廣金澤城に着す。(五三九)

○金澤の山伏源法院、弘法大師と稱して詐鷲を行ふ。(五四〇)

○五日前田齊廣、諸士一般に今明年的借知を廢せんことを告げ、次いで老臣の諫止により一たび命を撤す。(五四一)

○七日普請中の石川御門に佳節・朔望出仕の輩の通行を許す。(五四二)

○十一日前田齊廣に關する前令を改む。(五四三)

○十三日前田治脩金澤千日町口に行歩を行ふ。(五四四)

○廿四日再び廣式に使役する御次女中の志願者を募る。(五四五)

○廿七日前田齊廣の命により諸士に今年に限り借知を徵せざるべきことを告ぐ。(五四五)

○學校に於ける讀書生に諭示する條々を定む。(五五〇)

○五月二日今年諸士の借知を免除せられたるを以て町會

所よりその費途に關して通牒す。(五五一)

○十二日諸士に今年の借知返附の手續を告ぐ。(五五二)

○廿一日昨今兩日前田利命の一周年忌法會を行ふ。(五五三)

○四日組外組森榮左衛門亂行を以て流刑を命ぜらる。(五五四)

○六日收納米を取扱ふ代官に目拂米を與ふる手續を改む。(五五五)

○十六日大聖寺侯前田利之金澤城に登る。(五五六)

○二十日家老等、老臣にも本年の借知を免除せらるべきことを進言し、次いで容れられず。(五五七)

○陪臣・醫者等の學校に出席出願の手續を改む。(五五八)

○五月御馬廻組金子十郎左衛門その妻の妹と出奔す。(五五九)

○九日火災の際に於ける心得を恪守すべきことを命ず。(五五六)

○九日江戸に於いて物價高直なるを以て詰人に金子貸與を許す。(五五六)

○十一日前田重教の夫人及び女頬姫の忌日を改めし去る。(五五六)

む。(五七)

○廿二日収納米の調製及び糞目を嚴にすべきことを告ぐ。(五七)

○廿二日能登一宮に附與すべき山林に關して議す。

(五八)

○廿四日拘禁中の北村屋淺右衛門病むを以てその女の代牢を許す。(五八)

○廿六日前田齊廣、政務の伺書に對し急に決裁せざることあるべきを告ぐ。(五六)

○四日村々にて祭禮に際し踊・相撲等を催すを禁ず。

(五九)

○廿四日拘禁中の北村屋淺右衛門病むを以てその女の代牢を許す。(五九)

○廿六日前田齊廣、政務の伺書に對し急に決裁せざることあるべきを告ぐ。(五六)

○四日村々にて祭禮に際し踊・相撲等を催すを禁ず。

(五九)

さらしむべきことを識す。(六〇)

○京都の陶器師青木木米を招き蒸を金澤春日山に興さしむ。(六一)

○朔日前田治脩の病稍癒えたるを以て老臣以下之を祝す。(六二)

○七日前田治脩の表小將等、能役者のツレたるべき命を拒みしを以て指扣を命ぜらる。(六三)

○廿一日昨今兩日前田利命の三回忌法會を修す。(六四)

○廿八日大小將組三輪采男・齊藤金十郎自分指扣を

命ぜらる。(六五)

○八日前田齊廣使者を以て鷹司政烈の女と婚せんことを求む。(六六)

○九日前田齊廣、海防の爲船舶その他の準備をなすべきことを命ず。(六七)

○十四日能登奥郡海岸の形勢を調査すべきことを告ぐ。(六八)

○十六日前田齊廣、金相場騰貴するを以て江戸詰人の増扶持に就いて議せしむ。(六九)

○廿一日淺野川に洪水あり。(六一〇)

○廿一日武具奉行に命じ藩有の侍具足及び足輕具足の數を調査せしむ。(六一)

○廿一日馬廻頭青木與右衛門等に非常の際出陣すべき準備を命ず。(六一六)

○廿一日領内三州の海岸に各船舶を準備し置くべきことを命ず。(六一七)

○廿二日火矢方小川丈作をして豫め防備に關する調査を行はしむ。(六一八)

○廿三日能登奥郡の奉行、海岸巡視の爲に出發す。(六一九)

○廿四日馬廻頭青木與右衛門・中川平勝に海岸防備の内調理を命ぜらる。(六二〇)

○廿四日前田重靖の生母善良院の五十回忌法會を經王寺に行ふ。(六二一)

○廿六日非常の事變に處する爲本道・外科の町醫師各一人を選定せしむ。(六二二)

○廿九日昨今兩日前田齊敬の十三回忌法會を天德院に執行す。(六二三)

○廿九日犀川及び淺野川の水暴漲す。(六二四)

○二十日海岸防備の爲大筒方の準備を命ず。(六二五)

○廿二日前田齊廣、鷹司政烈の女と縁組を内約す。(六二六)

○能登諸村民に命じ、異國船着岸するときは一定の所に參集せしむ。(六二七)

○能登の海岸に於ける防備の方法に就いて議す。(六二八)

○廿八日是夜以降彗星西天に現る。(六二九)

○二日老臣長甲斐守邸等に落雷あり。(六三〇)

○十三日前田齊廣鷹司政烈の女との縁組を許さる。(六三一)

○十五日石動山論所の裁判方法に關して稟議す。(六三二)

○十七日犀川及び淺野川出水す。(六三三)

○二日脇坂義堂金澤に來り心學を講す。(六三四)

○十日徳川綱吉の百回忌法會を神護寺に行ふ。(六三五)

○十二日昨今兩日前田利常の百五十回忌法會を寶圓寺に行ふ。(六三六)

○廿八日金澤町奉行孝女知氣地屋てつに米三俵を賞賜す。(六三七)

○前田齊廣夫人來嫁の際に於ける行列附を定む。(六三八)

○鷹司政烈その女の前田齊廣に嫁するに先だちて教訓を與ふ。(六三九)

○朔日前田齊廣の成婚の際諸士の献上すべき金品に就き定む。(六四〇)

○八日京都の醫烟柳泰、前田治脩の病を診せんが爲

文化五年 戊辰

皇紀二四六八

- 正月 ○二日金澤に於いて諸士に前田齊廣の成婚を告ぐ。(六四一)
- 四日金澤町奉行、孝子能登屋三右衛門等を賞す。(六四二)
- 十五日金澤城二ノ丸の殿閣悉く焼失す。(六四三)
- 十六日老臣等の用部屋を前田伊勢守の邸に移す。(六四四)
- 十六日昨日火災の際諸役人の功勞ありし者を調査せしむ。(六四五)
- 十六日二ノ丸御殿火災の當日宿直せる者に指扣を命ず。(六四六)

○十七日越前・越後の領界に吏を派して警戒を嚴にせしむ。(六八七)

○廿一日金澤城の焼失を報する急使江戸に着す。(六八九)

○廿三日用部屋を老臣津田玄蕃の邸に移す。(六九七)

○廿七日徳川家齊、前田齊廣に使者を遣はして居城焼失に付慰問せしむ。(六八八)

○廿七日老臣本多安房守邸を以て藩侯の居館に充つべきことを告ぐ。(六八九)

○異國船の手當に関する幕府の令を傳達す。(六九九)

○浅野屋宗平、金澤城火災の際その家に貞琳院の避難せる事情を上申す。(六九〇)

○火災後土庶多く金品を献納す。(六九一)

○鳳至郡大澤村の長太、老狸を殺したこと届出づ。(六九二)

二月
○朔日老臣長甲斐守、前田齊廣が災後に於ける下民の特志を賞するの意を傳ふ。(七〇一)

○三日徳川家齊が前田治脩懇問の爲に遣はしたる奉書金澤に達す。(七〇二)

○五日徳川家齊、前田齊廣に鶴を贈る。(七〇三)

○七日金澤城災後の整理終りたるを以て火事裝束の着用を廢せしむ。(七〇四)

○十五日金澤城の災後日を経たるを以て市中家屋造

營等凡て平常に復すべきを告ぐ。(七〇五)

○廿三日藩侯歸國後の住所本多安房守邸を城内格とすべきを告ぐ。(七〇五)

○廿五日前田治脩の醫烟柳泰京に歸る。(七〇七)

○前田齊廣、幕府より殿閣復興の資を借らんとの老臣の請を却く。(七〇七)

○九日災後初めて學校を開く。(七〇八)

○十三日前田齊廣、金澤に歸着の際の順路を定む。(七〇九)

○十四日前田齊廣登營して就封の辭見し、向後三ヶ年在國することを許さる。(七一〇)

○十六日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(七一〇)

○十六日年寄中席を本多安房守の邸内に設く。(七一〇)

○二十日異國船來着の際に於ける心得を能登四郡に通牒せしむ。(七一三)

○廿三日前田吉徳に於いて前田吉徳の子利和の五十回忌法會を執行す。(七一三)

○廿八日前田齊廣金澤に歸り老臣本多安房守の邸に

營等凡て平常に復すべきを告ぐ。(七〇五)

○廿三日藩侯歸國後の住所本多安房守邸を城内格とすべきを告ぐ。(七〇五)

○廿五日前田治脩の醫烟柳泰京に歸る。(七〇七)

○前田齊廣、幕府より殿閣復興の資を借らんとの老臣の請を却く。(七〇七)

○十三日前田齊廣、金澤に歸着の際の順路を定む。(七〇九)

○十四日前田齊廣登營して就封の辭見し、向後三ヶ年在國することを許さる。(七一〇)

○十六日前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。(七一〇)

○十六日年寄中席を本多安房守の邸内に設く。(七一〇)

○二十日異國船來着の際に於ける心得を能登四郡に通牒せしむ。(七一三)

○廿三日前田吉徳に於いて前田吉徳の子利和の五十回忌法會を執行す。(七一三)

○廿八日前田齊廣金澤に歸り老臣本多安房守の邸に

四月

○金澤城殿閣造營主任の吏を命ず。(七〇四)

○朝日烟柳泰、前田治脩の病を診する爲再び金澤に来る。(七〇五)

○四日安達良作出奔し、次いで越前に於いて自害す。(七〇五)

○八日前田齊廣初めて二ノ丸御殿の焼跡を見る。(七〇五)

○十三日大坂尻屋佐六葛野流を學ぶことを命ぜる。(七〇七)

○十三日領内の秤検査の爲守隨彦太郎の手代金澤に来る。(七〇七)

○十六日大聖寺侯前田利之金澤城に登る。(七〇八)

○廿一日前田齊廣の通過の際に於ける門番の作法を定む。(七〇八)

○廿二日火災の際貞琳院の難を避けたる浅野屋宗平に金子を與ふ。(七〇九)

○廿六日検査の爲秤を秤座に提出すべきことを命ず。(七一〇)

○明年朝鮮の國使來聘するを以て加賀藩より上納すべき高役・國役を五ヶ年賦とすることを許さる。(七一〇)

○金澤城の殿閣焼失を以て特に省略を事とすべ

五月

○四日先に出奔自殺したる安達良作の父彌兵衛遠慮を命ぜらる。(七一三)

○六日百姓にしてその下人を養子とすることを禁す。(七一三)

○十日金澤城殿閣造營に付き地鎮祭祈禱を修すべきことを議す。(七一四)

○二十日諸士の家に傳ふる藩侯の判物・印物の寫を提出せしむ。(七一四)

○廿五日犀川・淺野川の水暴溢す。(七一五)

○廿八日二ノ丸御殿造營の工事に着手す。(七一五)

○廿九日大聖寺・富山及び領内各所に水害あり。(七一五)

○先に異國船手當を命ぜられたる諸士に費用を給す。(七一五)

○廿七日能美郡小松の暴民、町年寄並久津屋三郎助等の家を襲ひて破壊す。(七一六)

○江戸に於いて禁牢以後釋放せられたる者の處置を定む。(七一六)

○廿二日諸士をして出雲日御崎社の勧化に應ぜしむ。(七一六)

○廿五日二ノ丸御殿柱立の儀を行ふ。(七一七)

○廿六日前田齊廣二ノ丸御殿造營の現場を見る。(七一七)

六月

○四日先に出奔自殺したる安達良作の父彌兵衛遠慮を命ぜらる。(七一三)

○六日百姓にしてその下人を養子とすることを禁す。(七一三)

○十日金澤城殿閣造營に付き地鎮祭祈禱を修すべきことを議す。(七一四)

○二十日諸士の家に傳ふる藩侯の判物・印物の寫を提出せしむ。(七一四)

○廿五日犀川・淺野川の水暴溢す。(七一五)

○廿八日二ノ丸御殿造營の工事に着手す。(七一五)

○廿九日大聖寺・富山及び領内各所に水害あり。(七一五)

○先に異國船手當を命ぜられたる諸士に費用を給す。(七一五)

○廿七日能美郡小松の暴民、町年寄並久津屋三郎助等の家を襲ひて破壊す。(七一六)

○江戸に於いて禁牢以後釋放せられたる者の處置を定む。(七一六)

○廿二日諸士をして出雲日御崎社の勧化に應ぜしむ。(七一六)

○廿五日二ノ丸御殿柱立の儀を行ふ。(七一七)

○廿六日前田齊廣二ノ丸御殿造營の現場を見る。(七一七)

七月

○廿二日諸士をして出雲日御崎社の勧化に應ぜしむ。(七一六)

○廿五日二ノ丸御殿柱立の儀を行ふ。(七一七)

○廿六日前田齊廣二ノ丸御殿造營の現場を見る。(七一七)

- 八月
 ○十日小松町奉行河村茂三郎指扣を命ぜらる。(七六)
 ○十二日犀川の漁撈者に公儀町中村屋善右衛門より
 艦札を受けしむ。(七四)
 ○十六日京都の醫烟柳啓が資治通鑑出版の資を助
 く。(五〇)
 ○十七日前田治脩の醫烟柳泰京師に還る。(七五)
 ○大乘寺開山徹通義介遠忌執行の爲勸化を許す。(七
 五)
 九月
 ○三日學校の習學會讀に陪臣の隨意出席するを許
 す。(七一)
 ○七日大銀奉行三輪采男等保管銀の盜難に罹りたる
 際處置を謀りたるを以て閉門を命ぜらる。(七二)
 ○八日去夏以來異國船手當に對する準備を命ぜられ
 たるものゝ任務を解除す。(七三)
 ○十日金澤高岡町に災あり。(七五)
 ○十一日前田治脩の病を診せしめんが爲津山侯の醫
 宇田川玄真招聘の使者を命じ、次いで之を中止す。
 (七五)
 ○十四日大乘寺開山五百年忌法會の爲參集せる衆僧
 を饗す。(七四)
 ○十九日重罪の者に梶首・生廻等を宣告す。(七六)
 ○廿四日人持組の士の無用の參會を禁する前令を恪
 守せしむ。(七九)
 ○廿八日前田齊廣金谷御殿に於いて石橋の能を演
 す。(七三)
 ○廿七日幕府罹災せる金澤城の復興工事を許す。(七
 三)
 ○廿八日前田齊廣金谷御殿に於いて能を演じ諸士を
 を譲るを以て遠慮を命ぜらる。(七三)
 ○十三日前田齊廣、家老等の席に侍分の執筆を置か
 んとする申請を排す。(七五)
 ○十三日二ノ丸御殿造營主任にその工事進捗に關し
 て令す。(七六)
 ○廿九日前田齊廣金谷御殿に於いて能を演じ諸士を
 して之を觀覽せしむ。(七六)
 ○物價高貴なるを以て江戸詰の諸士以下に金子を貸
 与す。(七六)
 ○富山侯前田利幹財政困難なることを以て供奉の人

- 員を減すべきことを報す。(七八)
 十二月
 ○五日領内に於ける米穀の減收を幕府に届出づ。(七
 六)
 ○八日津山侯の醫宇田川玄真金澤に着す。(七六)
 ○十日宇田川玄真、前田治脩の病を診す。(七七)
 ○十八日九條家の使者佐々木市正、諸士に貸附した
 る金子の返済催促の爲金澤に着す。(七七)
 ○廿一日本年諸士より徵する借知・借米の一部を免
 除す。(七三)
 ○廿三日借知・借米返還の手續を定む。(七四)
 ○廿五日九條家の使者佐々木市正の待遇を改む。(七
 六)
 文化六年 己巳 皇紀二四六九
 正月
 ○朔日前田齊廣、年頭の儀を本多安房守邸に行ふ。
 (七七)
 ○二十日御廣式に奉仕する中藤を募る。(七九)
 ○廿七日二ノ丸御殿造營の爲江戸の繪師狩野友益等
 金澤に着す。(七九)
 ○二日二ノ丸御殿の上棟式を行爲観音院に命じて
 吉日を撰定せしむ。(七九)
 ○三日京都の能役者竹田權兵衛が金澤今町に建築し
 たる稽古舞臺成る。(七九)
 ○四日攝津四天王寺の勸化銀を割賦する爲民戸の數

- 三月
 ○五日組外組牛圓新左衛門の子左助出奔す。(七九)
 ○七日前田齊廣金谷御殿にて能を演す。(七九)
 ○七日前田齊廣、久しく斷絶せる寄親附與力の補缺
 を出願すべからざることを告ぐ。(七四)
 ○七日宇田川玄真將に歸國せんとするを以て料理を
 賜ふ。(七九)
 ○七日石川郡大豆田村に火災あり。(七九)
 ○十日宇田川玄真金澤を去る。(七九)
 ○二十日能登各地に煎海鼠の製造を獎勵す。(七九)
 ○金澤城橋爪御門の造營成る。(七九)
 ○二日金澤大衆免に火災あり。(七九)
 ○廿二日鹿島郡より金澤に運送する商荷物は邑知湯
 の水路を取るべからざることを告ぐ。(七九)
 ○廿六日江戸に於いて本多三郎右衛門を祿す。(七九)
 ○廿九日河北御門を修營するを以て通行を停む。(七
 九)
 ○一向宗西派に屬する能登安樂寺の住僧新儀を唱ふ
 るを以て江戸に捕へらる。(七九)
 ○二日大聖寺侯前田利之參觀の途金澤城に登る。(七
 九)
 ○五日繪師佐々木泉景二ノ丸御殿の杉戸に描くこと

を命ぜらる。(九八)

○九日二ノ丸御殿落成せしを以て移徒の期日を定む。(九九)

○十四日鹿島郡長崎寺に相對托鉢を行ふことを許す。(一〇〇)

○十六日立太子を奉賀する爲前田齊廣及び治脩使者を江戸に發せしむ。(一〇一)

○廿四日江戸に於いて大鼓打飯島六之佐失踪す。(一〇二)

○廿六日前田齊廣二ノ丸御殿に移徒す。(一〇三)

○廿六日二ノ丸御殿成るを以て金澤町等に盆正月を行ふ。(一〇五)

○廿九日前田治脩の醫烟柳泰に歸京を命ず。(一〇六)

○朔日前田齊廣二ノ丸御殿の竣工を悦ぶとの意を傳ふ。(一〇七)

○六日前田齊廣、今明兩日能を演じて祝意を表す。(一〇八)

○十五日前田治脩金谷御殿に於いて幼年の者をして能を演ぜしむ。(一〇九)

○廿八日去年小松の町家を打毀したる高堂屋庄次郎を磔刑に處す。(一〇一)

○六日江戸平尾邸内に陷阱を設けて猪を狩らしむ。(一〇四)

○十二日金澤大衆免に災あり。(一〇五)

○十五日町奉行、繪師狩野友益の名を祐益と改めたるを通牒す。(一〇五)

○廿二日前田治脩の病狀良からざるを以て再び烟柳泰を招かしむ。(一〇六)

○廿二日前田治脩の病狀良からざるを以て再び烟柳泰を招かしむ。(一〇六)

○廿二日前田治脩の女直姫の七夜の祝儀を行ふ。(一〇七)

○廿六日前田齊廣の女直姫金澤に生る。(一〇七)

○廿六日前田齊廣辰妙應寺より出火す。(一〇七)

○十一日前田齊廣、前田治脩の病を診せんが爲又金澤泰を招かしむ。(一〇七)

○廿四日前田齊廣八幡町の柳橋屋吉右衛門人を殺して銀子を掠奪し、後磔刑に處せらる。(一〇九)

○十九日本多三郎右衛門召によつて金澤に着す。(一〇三)

○廿九日金澤城五十間長屋等成就す。(一〇三)

○十八日京都の醫曲直瀬亨德院金澤に來る。(一〇四)

○廿六日京都の繪師岸越前介金澤に着す。(一〇四)

○七日前田齊廣、庭掃市右衛門の高齡を慰むる爲島日を與ふ。(一〇八)

○十二月金澤大衆免に災あり。(一〇五)

○十五日町奉行、繪師狩野友益の名を祐益と改めたるを通牒す。(一〇五)

○廿二日前田治脩の病狀良からざるを以て再び烟柳泰を招かしむ。(一〇六)

○廿二日前田治脩の病狀良からざるを以て再び烟柳泰を招かしむ。(一〇六)

○廿二日前田治脩の女直姫の七夜の祝儀を行ふ。(一〇七)

○廿六日前田齊廣辰妙應寺より出火す。(一〇七)

○廿六日前田齊廣の女直姫金澤に生る。(一〇七)

○廿二日前田治脩の病狀良からざるを以て再び烟柳泰を招かしむ。(一〇七)

○十五日前田治脩の病を問ふ爲夫人より使者を發す。(八三)

○十六日前田治脩夫人再び使者を發す。(八四)

○十六日前田治脩中陰法會に大赦及び施行を行ふべきことを告ぐ。(八五)

○十七日前田治脩の病を問ふ爲奉書を下し及び醫師を派遣す。(八四)

○十八日前田治脩夫人用使を江戸より發す。(八五)

○十九日前田治脩夫人用使を江戸より發す。(八五)

○廿一日前田治脩夫人落飾す。(八五)

○廿二日前田治脩の卒去を用して香典を贈る。(八六)

○廿二日前田治脩夫人用使を江戸より發す。(八六)

○廿六日宇田川玄真・烟柳泰に暇を賜ふ。(八六)

○五日前田治脩の葬儀を寶圓寺に行ふ。(八七)

○七日前田治脩の中陰法會前日なるを以て寶圓寺の見分を行ふ。(九五)

○八日本日より前田治脩の中陰法會を寶圓寺に行ふ。(九六)

○八日玉泉寺に於いて貧民に米を施行す。(九一)

○十四日前田治脩の三十五日法會を寶圓寺に行ふ。

○十六日二ノ丸御殿造營の費用缺乏するを以て速に工事を竣るべきを議す。(九三)

○十八日前田治脩の卒去後中止したる學校の授業を開始すべきことを告ぐ。(九三)

○廿一日公事場及び町會所の牢に於ける罪人に赦を行ふ。(九三)

○廿三日流刑・閉門等の士に赦を行ふ。(九四)

○廿七日前田齊廣使者を幕府に發して先に用間せられたるを謝せしむ。(九四)

○朔日前田利命の生母智光院と稱す。(九四)

○八日江戸にて前田齊廣夫人の行列、島居丹波守の行列と衝突す。(九四)

○十六日前田利命の生母智光院と稱す。(九四)

○八日非人小屋に收容する者の送狀に就いて令す。(九四)

○十八日二ノ丸御殿の杉戸の繪画を定む。(九三)

○廿五日二ノ丸御殿表式堂等竣工するを以て祝儀を行ふ。(九三)

○一向宗遠祖年忌に付き郡中に令し満に費用を失ふこと勿らしむ。(九四)

○二日前田利命の生母智光院と稱す。(九四)

○八日前田齊廣、學校に臨みて諸士の武技を閱す。(九五)

○八日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(九五)

○十五日本年より老臣以下諸士の借知高を減す。(九五)

○十六日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(九五)

○十七日前田齊廣、諸士の諸願を當分聞届けざるべきを告ぐ。(九五)

○十八日米預證書を偽造したる大河原傳九郎等牢獄に收容せらる。(九五)

○廿九日前田齊廣金澤城内を巡覽す。(九五)

○廿二日前田齊廣の生母吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。(九五)

○十六日二ノ丸御殿造營の費用缺乏するを以て速に工事を竣るべきを議す。(九三)

○十八日前田治脩の卒去後中止したる學校の授業を開始すべきことを告ぐ。(九三)

○廿一日公事場及び町會所の牢に於ける罪人に赦を行ふ。(九三)

○廿三日流刑・閉門等の士に赦を行ふ。(九四)

○廿七日前田利命の生母智光院と稱す。(九四)

○廿九日前田齊廣金澤城内を巡覽す。(九五)

○三日前田吉徳の側室實成院の五十回忌法會を修す。(九五)

- 五月 行ふ。(九五)
- 諸士の邸内に同居する奉公人以外の員數を届出しそむ。(九七)
- 二日顯姫の生母慧照院、金谷御殿に移るべきことを命ぜらる。(九八)
- 二日一向宗本山より教化の爲發したる書翰到着せしを以て百姓等の群參することを戒む。(九八)
- 七日二ノ丸御殿の裝飾に從事したる繪師村上健亮等賞賜せらる。(九九)
- 十二日昨今兩日前田重教の廿五回忌法會を寶圓寺及び江戸廣徳寺に行ふ。(九〇)
- 十二日前田重教の廿五回忌に付き赦を行ふ。(九三)
- 十三日前田重教の廿五回忌に付き赦を行ふ。(九三)
- 十三日大聖寺侯前田利之歸色の途金澤城に登る。(九三)
- 十六日前田齊廣學校に臨みて諸士の武技を觀る。(九三)
- 廿三日一向宗門徒宗意に關して紛議を生ずるなかるべきを諭す。(九三)
- 廿九日飯島六之佐再び町役者を命ぜらる。(九四)
- 二日越登賀三州志その他領國の事蹟に關する記録の提出を命す。(九五)
- 二日割場附足輕小森彦三郎、御馬廻組の土坂井斧吉と争ひて互に創傷を受く。(九五)

- 六日諸郡に於いて製織する織物及び機具の數を錄上せしむ。(九四〇)
- 十九日卯辰蓮昌寺の住僧毒潤追院を命ぜらる。(九四一)
- 廿五日徳川家治の廿五回忌法會を金澤神護寺に行ふべきことを告ぐ。(九四二)
- 晦日米穀の俵裝を精良ならしむべきことを命ず。(九四三)
- 百姓の新米賣出を容易に許可せざるべきことを命ず。(九四四)
- 重ねて一向宗宗祖遠忌に付き溢に金品を寄附することなかるべきを令す。(九四五)
- 四日町奉行等金銀融通に關する諸間に答ふ。(九四六)
- 六日繪師岸筑前介將に歸京せんとするを以て物を賜ふ。(九五三)
- 十五日前田齊廣の女直姫卯辰山觀音院に宮參を行ふ。(九五三)
- 十五日犀川に漁撈を行ふ者に川役運上請負人より鑑札を受くべきことを命ず。(九五三)
- 廿二日二ノ丸御殿造營竣成を祝する爲明年二月儀式能を舉行すべきことを告ぐ。(九五四)
- 他國者に對し入墨の刑を施すべき手續を改む。(九五五)

- 十月 ○十日金澤城内の越後屋敷を復興すべきことを命ず。(九五五)
- 十日能登各浦に於ける煎海鼠・干鮑の產額増加したることを賞す。(九五五)
- 廿八日山伏に勸進許可を證する爲の紙札を授く。(九五五)
- 朔日前田齊廣、諸士の教養を重んじ風儀を改善すべきことを論す。(九五九)
- 朔日前田齊廣、金澤町奉行の職務に關する心得を諭す。(九五九)
- 四日金澤城風多門附近の工事成る。(九五九)
- 九日昨今兩日前田治脩の一周忌法會を寶圓寺に豫修す。(九五五)
- 十日前田齊廣の明年參觀の期を三月と定められたる報金澤に達す。(九六八)
- 廿一日明年より諸郡に一萬石の糧納を命ず。(九六八)
- 廿五日二ノ丸御殿の造營成就せしを以て關係者等に酒肴を與ふ。(九六九)
- 廿五日老臣本多安房守、金澤城の造營成るを以て算用場奉行・町奉行に覺書を與ふ。(九七〇)
- 朔日前田齊廣諸士に金澤城造營成就を悦ぶの親翰を下す。(九七一)
- 二日前田齊廣又老臣に金澤城成就を悦ぶの親翰を

- 與ふ。(九七一)
- 七日從來諸士に貸與したる金銀の返納方法を寬にする。(九七二)
- 十日金澤城燒失以後免除せられたる幕府の獻上物を復すべきことを告ぐ。(九七二)
- 十四日種油缺乏するを以て木質油を賣らしむべきことを告ぐ。(九七三)
- 十九日脇本長次郎流刑を命ぜらる。(九七三)
- 廿一日徳川家齊、前田齊廣等に歲暮の祝儀を贈る。(九七三)

就業

侯爵前田家囑託 日置謙

15611

* 複不許
* * * * *

昭和十二年十一月十六日印刷
昭和十二年十一月廿一日發行

〔非賣品〕

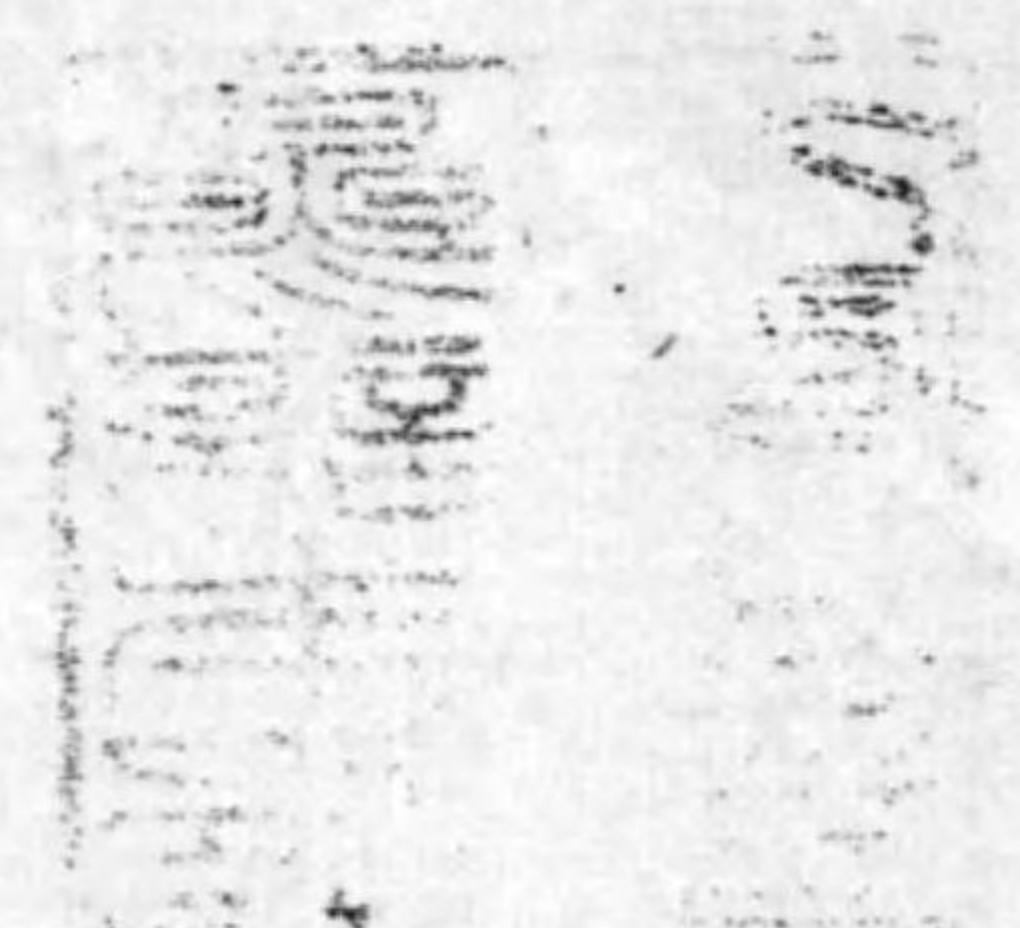
著作者 東京市目黒區鷺島町八百六十一番地
侯爵前田家編輯部

發行者 東京市淀橋區東大久保町二丁目
三百十七番地

石 黑 文 吉

印刷者 石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
高 橋 覚 吉

印刷所 石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
明治印刷株式會社





参考

終